

令和5年度宮崎県認知症疾患医療センター指定医療機関募集要項

1 目的

宮崎県では、認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状（行動・心理症状）と身体合併症への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者等との連携、人材の育成等を行う、認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を県内に6箇所設置しています。

今後、増加が見込まれる認知症の人とその家族を地域で支え、認知症の人が、状態に応じて安定した適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けることができる体制の充実強化を図るため、宮崎県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「県要綱」という。）に基づき、新たに事業を委託する医療機関の募集を行います。

2 業務内容

（1）県要綱第5の事業内容に定める以下の業務

- ①鑑別診断とそれに基づく初期対応
- ②認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応
- ③専門医療相談
- ④認知症疾患医療センター地域連携会議の設置及び運営
- ⑤地域の認知症医療従事者、地域包括支援センター、住民等に対する研修会の開催

（2）認知症に関する普及啓発・情報発信

（3）宮崎県及び関係機関（現指定のセンター含む）との連携

3 対象地域・指定予定数等

（1）対象地域

センター未指定の二次医療圏域：西諸（小林市、えびの市、高原町）

（2）指定予定数

1箇所

（3）類型

地域型又は連携型

4 指定期間

令和5年10月1日から令和8年3月31日まで（2年6ヶ月）

※指定期間終了時に、認知症疾患医療センターとしての活動状況等を確認の上、指定更新の手続きを行います。

※要件を満たさなくなった場合や応募内容と実際面で重大な乖離があった場合等、事業の継続が困難と認められる場合は、指定期間の満了を待たずに指定を取り消すことがあります。

5 委託対象経費

予算の範囲内で委託契約により委託費を支払います。

対象経費は、県要綱第5に掲げる事業の運営に必要な賃金、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料（普及啓発印刷物、会議資料作成等）で構成されるものとします。

6 応募資格

以下の全ての条件を満たす宮崎県内の医療機関（精神科病院に限りません）

- (1) 県要綱第4の(2)又は(3)に定める指定基準を満たしていること。
- (2) 県要綱第5の事業内容を実施できること。
- (3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する一般競争入札に参加できないとされている者でないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している、又は開始予定であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 当該事業の目的達成及び事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

7 応募方法等

- (1) **募集期間** 令和5年5月15日（月）～6月15日（木）（当日消印有効）
- (2) **提出先** 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10-1
宮崎県福祉保健部長寿介護課 医療・介護連携推進室 宛
- (3) **提出方法** 郵送又は持参
持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで
※提出期間を過ぎた場合は、受け付けることができません。
- (4) **提出書類**

以下のア～サまでの提出書類について、A4版で、正本1部（クリップ止め）を提出してください。また、シ～セについては原本1部を提出してください。

- ア 認知症疾患医療センター指定申請書（様式1）
- イ 医療機関の概要及び認知症疾患医療センター事業運営体制等（様式2）
- ウ 認知症疾患医療センター事業運営所要額内訳書（様式3）
- エ 専門医療相談を行う組織の体制図（任意様式）
- オ 医療機関内における認知症疾患医療センター設置予定場所位置図（様式4）
※病院内全体に対して、センター設置場所がわかる図
- カ 認知症専門医の学会認定証（写し）
※日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める医師を配置する場合
- キ 医師の業務履歴書（様式5-1）
- ク 精神保健福祉士、保健師等の業務履歴書（様式5-2）
※医療相談室配置予定又はセンター業務対応予定の精神保健福祉士、保健師等すべての職員分
- ケ 認知症疾患医療センター事業運営に係る連携体制承諾書（様式6）
※連携する医療機関がある場合
- コ 連携する医療機関の位置関係地図（任意様式）
※連携医療機関がある場合、センター配置予定機関との位置関係がわかる地図
- サ 指定を受けようとする医療機関を運営する法人の賃借対照表及び損益計算書（任意様式）
- シ 医療機関のパンフレット
※作成している場合
- ス 納税証明書
※県税の未納がないことの証明書（管内の県税・総務事務所にて発行）
- セ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式7）

8 応募に関する質問

- (1) 受付期間 令和5年5月15日（月）～5月26日（金）午後5時【必着】
- (2) 方法 質問書（別紙1）に質問内容、医療機関名、連絡先を記入し、FAX またはメールにて送付（電話不可）してください。
- (3) 送付先 宮崎県福祉保健部長寿介護課 医療・介護連携推進室 宛
F A X 0985-26-7344

メール iryokaigo@pref.miyazaki.lg.jp

※令和5年6月1日（木）までに電話にて回答します。

回答した内容については、県庁ホームページに随時掲載します。

9 指定のスケジュール（予定）

内 容	期限等
(1) 質疑の受付期間	令和5年5月26日（金） 午後5時必着
(2) 指定申請書提出期限	令和5年6月15日（木）

(3) 申請書類の内容に関するヒアリングの実施 申請書類の内容等について確認します。	県が指定する日 (令和5年7月中を予定)
(4) 選考委員会における審査・選定 指定先の選定にあたり、宮崎県認知症疾患医療センター指定選考委員会において、選考基準に基づき総合的に評価し、指定医療機関を選定します。(非公開)	
(5) 厚生労働省事前協議	令和5年8月中
(6) 選考結果の通知	令和5年9月中
(7) 指定日	令和5年10月1日(日)

※当該募集による認知症疾患医療センターの指定は、厚生労働省との事前協議が整った場合において確定するものとしします。

※厚生労働省との事前協議の結果により、時期等を調整する場合があります。

10 選考基準

- (1) 「6 応募資格」の要件を満たしていること。
- (2) 県要綱第5の事業内容の各項目に対応できる実績と意欲を有すること。
- (3) 認知症疾患医療センターに求められる以下の項目について、実績または今後の取組内容や考え方が評価できること。
 - ア 身体合併症や行動・心理症状への対応能力
 - イ 認知症ケアに関する有資格者（認知症ケア専門士等）の配置状況
 - ウ 「地域連携の推進」に向けた取組
市町村、地域包括支援センター、かかりつけ医等の地域医療機関及び現指定の認知症疾患医療センターとの関わり方
 - エ 認知症の方及び家族の方への支援の考え方
 - オ 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）の施策推進に寄与する取組
- (4) 考慮する事項
 - 選考に当たっては、当該医療機関が所在する市町村及び二次医療圏の高齢者人口、医療資源、地理的要因等の状況を考慮します。

11 選考結果の通知

選考結果（指定の可否）は文書により通知します。なお、選考に関する異議には一切応じません。

12 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は応募を受け付けません。

- (1) 応募資格のない者が応募した場合

- (2) 提出期限を過ぎて応募申請書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 破産等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、申請にあたり著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

- (1) 提出された指定申請書類は、認知症疾患医療センターの指定業務のみに使用します。
- (2) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 提出書類の著作権は応募医療機関に帰属します。ただし、宮崎県が本案件の報告、公表等のため必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は一切返却しません。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、宮崎県情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。

14 問合せ先

宮崎県福祉保健部長寿介護課 医療・介護連携推進室
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10-1
電話 0985-44-2605 FAX 0985-26-7344